

委託業務に係る企画提案要領

令和7年9月9日
一般社団法人そらの郷

1 業務概要

(1) 業務名

『「にし阿波」観光地域づくりについての住民意識調査』事業

(2) 業務の目的・概要

にし阿波観光圏では、『住んでよし、訪れてよし』の体験交流型の観光地域づくりに取り組んでいる。その中で、観光圏内の事業者や住民が主体的・積極的に観光客を迎え入れ、もてなすことで地域活性を実現する機運を高めていくことが重要と考えられる。

そこで、住民や事業者のモチベーション向上に向けた課題を見つけ、住民参画型の観光地域づくりを目指すため、「にし阿波」の住民を対象に、観光地域づくりに対する意識調査を実施する。

(3) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 本業務と同種又は類似の関連業務に関する相当な実績を有すること。
- (3) 調査・分析業務に関するノウハウ、実施体制、各種ツール、手段を有すること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 会社更生法（昭和14年法律第154条）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てをし、又は申し立てがなされている者及びこれらの手続中である者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第17号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

3 手続等

事業者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 参加表明書の提出（提出期限 令和7年9月17日（水）17時まで）
 - ア 参加表明書（様式第1号） 1部
 - イ 業務実績書（様式第2号） 1部
 - (2) 企画提案書の提出（提出期限 令和7年10月6日（月）17時まで）
 - ア 任意様式（紙媒体（A4）、20ページ以内） 8部
 - ・表紙（業務名、事業者名及び提出日を記載）
 - ・業務に係る実施方針、目標設定、スケジュール及び具体的な企画提案
 - ・当該業務の実施体制
 - ・参考資料 等
 - イ 見積書（内容詳細の確認できるもの（「一式」は不可）） 1部
- ※企画提案書・見積書の宛名は「一般社団法人そらの郷 理事長」とすること

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）すること。

(4) 書類提出先及び問い合わせ先

〒778-0005 徳島県三好市池田町シマ995番地1

一般社団法人そらの郷 事務局

TEL：0883-87-8988

FAX：0883-72-0753

(5) 企画提案に関するヒアリング

原則として実施しない。ただし、事前の問い合わせ数などを勘案して実施する場合は、各応募者に個別に連絡する。

(6) 提案書を特定するための評価基準

次の項目により評価する。なお評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

ア 業務内容の理解度：事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。

イ 提案内容の実効性：提案内容が具体的で説得力があり成果が期待できるものであるか。

ウ 業務遂行の確実性：事業の準備を含め、業務全体を円滑かつ安定的に遂行できるか。

エ 予算の妥当性：企画提案内容が予算的に妥当なものであるか。

4 支払い条件及び概算予算額

(1) 支払い条件：完了検査の上、適法な請求書を受領後、30日以内に支払う。

(2) 概算予算額：1,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは原則として認めない。

(3) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、「一般社団法人そらの郷」又は「にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会」における使用に限り、必要に応じて複写することがある。

(4) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に発注者の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

(5) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。

(6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、契約手続きを完了するまでは当法人との契約関係を生じるものではない。

(7) 当公示及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(8) 参加表明者からの当該委託業務に係る条件及び応募手続きに関する質問は、令和7年9月23日（火）17時までFAX（任意様式）で受け付け、その回答は参加表明者全員に令和7年9月30日（火）17時までに電子メールまたはFAXで行う。なお、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

6 事業開始までのスケジュール

(1) 受付開始 令和7年9月9日（火）

(2) 参加表明書締切 令和7年9月17日（水） 17時まで

(3) 質問受付締切 令和7年9月24日（水） 17時まで

(4) 質問への回答 令和7年9月30日（火） 17時まで

- (5) 企画提案書締切 令和7年10月6日(月) 17時まで
- (6) 委託契約締結 令和7年10月中旬頃